

## 監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

令和4年4月8日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	森 田 康 文
同	尾 崎 充 典
同	浦 西 敦 史

令和3監査年度

# 行政監査結果報告書

一県の補助金及び負担金により整備（取得）された施設、  
設備、備品の管理状況等について一

令和4年3月

奈良県監査委員

# 目 次

<b>第1 監査の概要</b>	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の観点及び着眼点	1
4 監査の対象	2
5 監査の実施方法	3
6 監査の実施時期	3
<b>第2 監査の結果</b>	3
1 施設等の管理及び処分の制限等に関する交付要綱等の規定について	3
(1) 施設等の管理及び処分の制限等に関する交付要綱等の規定について	3
(2) 施設等の管理及び処分の制限等に関する交付要綱等の規定の状況について	4
(3) 監査の所見	1 1
2 実績報告書の審査について	1 4
(1) 実績報告書の審査に関する県の規則の規定等について	1 4
(2) 実績報告書の審査の状況について	1 5
(3) 監査の所見	1 6
3 担当課における施設等の情報管理について	1 7
(1) 担当課における施設等の情報管理の意義について	1 7
(2) 担当課における施設等の情報管理の状況について	1 7
(3) 監査の所見	2 1
4 施設等の財産処分に係る事務について	2 2
(1) 施設等の財産処分に関する県の規則の規定について	2 2
(2) 施設等の財産処分に係る事務の状況について	2 2
(3) 監査の所見	2 3
5 施設等の利活用等の把握について	2 3
(1) 施設等の利活用等の把握の意義について	2 3
(2) 施設等の利活用等の把握の状況について	2 3
(3) 監査の所見	2 6

6	効果検証について	27
(1)	効果検証に関する県の通知について	27
(2)	効果検証の実施状況等について	27
(3)	監査の所見	29
<b>第3</b>	<b>監査の総括</b>	<b>30</b>
別表1	監査の対象施設等補助金等 一覧	31
別表2	監査の所見 一覧	32

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

県の補助金及び負担金により整備（取得）された施設、設備、備品の管理状況等について

### 2 監査の目的

補助金及び負担金（間接補助金等を含む。以下「補助金等」という。）には、人件費に対するものなどがある一方で、施設、設備、備品（以下「施設等」という。）を整備、取得（以下「整備等」という。）するために支出されているもの（以下「施設等補助金等」という。）がある。後者の施設等補助金等により整備等された施設等は、補助金等の交付の目的に沿って活用することが求められる。このため、施設等について、適切に管理されているか、目的に沿って有効に活用されているか、また、施設等補助金等を所管している課（以下「担当課」という。）は事後的な検証を行っているかなどについて、今後の補助事業等の改善に資することを目的として、監査を行った。

### 3 監査の観点及び着眼点

施設等補助金等に係る県の事務事業等について、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し、主に、合规性、効率性及び有効性の観点から、次の着眼点により監査を行った。

- (1) 補助金等により整備等された施設等の管理及び処分の制限等に関して、交付要綱等で適正に規定をしているか。
- (2) 担当課は、額の確定を行う際の実績報告書の審査にあたり、支出証拠書類等の確認又は現地調査を行う等、適切に審査を実施しているか。
- (3) 担当課は、補助金等により整備等された施設等の情報を適切に管理しているか。
- (4) 担当課は、補助金等により整備等された施設等の処分に当たって、財産の処分制限規定に基づき適切に事務処理を行っているか。
- (5) 担当課は、補助金等により整備等された施設等の利活用等の状況を適切に把握しているか。
- (6) 担当課は、成果指標を設定するなどして、事業効果の検証を行う制度を整えているか。また、事業効果の検証を適切に実施しているか。

## 4 監査の対象

### (1) 監査対象年度

令和元年度（ただし、監査に必要な範囲で他の年度も対象に含む。）

### (2) 監査対象の施設等補助金等

事前調査を行ったところ、県が令和元年度の補助事業等として実施した、施設等補助金等は39件あった。

○事前調査の対象から除外した補助金等

- ・道路、河川、ダム、砂防、公園、上下水道等の社会資本整備に要する経費を対象とするもの
- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受ける国庫補助金等を財源（全部又は一部）としているもの
- ・施設等の整備等に要する経費の対象を少額（事業費ベースで1品等の上限額を10万円未満）に限定しているもの
- ・利子補給の方式で補助するもの

（道路等の社会資本整備に係るものは、事業の開始から施設等の完成までの期間が長期間であり、また、完成後に相当期間を経過しないと効果の検証も困難であること、国庫補助金等を財源とするものは施設等の利活用等を含め国の交付要綱等で規定されているものが多いこと、少額なものは消耗品等と同様の維持管理がされることが多いこと、利子補給の方法によるものは、施設等の整備等に関して金融機関等から融資を受け当該融資に係る金利の補助を受けるもので、そのため補助条件等が特殊であることが多いこと、等の理由により、本監査の対象に馴染まないため調査の対象から除外した。）

上記39件の施設等補助金等のうち、次により選定し16件の施設等補助金等を監査の対象とした。（別表1参照）

- ① 全庁的に広く監査する趣旨から、原則として、監査の対象となる施設等補助金等を所管する担当課（※1）から1件の施設等補助金等（※2）を選定した。
- ② 個人の財産の取得等を補助の対象とするもの及び施設等の耐震改修を補助の対象とするものについては対象外とした。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の実務を担っている医療政策局の所属は除いた。

※2 複数の施設等補助金等を所管する担当課からは、令和元年度に整備等された施設等の内容及び補助対象経費の金額の大きさを踏まえて一つを監査の対象とした

## 5 監査の実施方法

監査の対象とした施設等補助金等の担当課から監査調書及び関係資料の提出を受けるとともに、必要に応じて説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

## 6 監査の実施時期

令和3年7月から令和4年3月までの間に監査を行い、令和4年3月25日に監査の結果を決定した。

## 第2 監査の結果

### 1 施設等の管理及び処分の制限等に関する交付要綱等の規定について

#### (1) 施設等の管理及び処分の制限等に関する県の規則の規定等について

補助金等の交付について、地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。

人件費等を対象とする補助金等は、当該補助事業等が適正に完了したことをもって、補助目的を達成すると考えることができるが、施設等補助金等については、施設等の整備等が適正に完了したことによって補助目的が完全に達成されるのではなく、補助事業等の完了後に当該施設等が補助目的に従って継続して利活用等されることを通じて効用が発揮されることで、補助目的が完全に達成されるものと考えられる。

そして、施設等補助金等の補助目的の完全な達成を図るためには、補助事業等完了後においても、補助事業等により整備等された施設等について、補助事業者等による自由な処分を許容することは適当ではなく、補助事業等完了後の処分に係る一定の制限（以下「財産処分の制限」という。）が必要である。

この点について、奈良県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）では、補助事業等により整備等された施設等の処分を制限するため、次のとおり第20条で財産処分の制限に関して規定している。

交付規則

（財産の処分の制限）

第20条

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目

的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 3 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

また、このことについて、平成30年9月11日付財第70号、会局会第46号財政課長・会計局会計課長連名通知「補助金等の適正な事務執行について（通知）（以下「補助金等通知」という。）では、次のとおり示している。

補助金等通知

2 交付要綱の制定等

(1)～(2) 省略

(3) 奈良県補助金等交付規則（以下「規則」という。）で、「知事が必要と認める事項」、「知事の定めるところ」等と規定している事項等については、交付要綱等に規定し、明示することが望ましいこと。

<交付要綱等に規定することが望ましい事項等>

①～③ 省略

④補助事業等で取得した財産等の管理及び処分の制限に係る取扱い

(2) 施設等の管理及び処分の制限等に関する交付要綱等の規定の状況について

ア 財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の状況について

監査の対象とした16件の施設等補助金等について、財産処分の制限の対象として交付規則第20条第2号及び第3号に係る知事が定めるもの（以下「財産処分の制限の対象とする財産」という。）及び財産処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）について交付要綱又は交付決定通知書等（以下「交付要綱等」という。）で規定しているか調査したところ、表1-1のとおり、9件の施設等補助金等では交付要綱等で規定していた一方、7件の施設等補助金等では交付要綱等で規定していなかった。

また、交付要綱等で規定していた9件の施設等補助金等のうち、8件の施設等補助金等では、財産処分の制限の範囲が交付規則第20条の規定に準拠していた一方、1件の施設等補助金等では、当該事業に係る設備の耐用期間内に営業を廃止しないこと、当該事業に

係る設備の耐用期間内に知事の承認を得ないで営業を譲渡しないことと交付要綱等で規定しており、交付規則第20条の規定に準拠しておらず同条で規定する財産処分の制限の範囲より狭くなっていた（交付規則第20条では、「知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」としているのに、交付要綱等の文言上は、担保に供することが制限されているのか明確ではない。）。

(表1-1) 財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の状況

態 様	該当数
財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していた。	9
制限の範囲が交付規則第20条の規定に準拠していた。	8
制限の範囲が交付規則第20条の規定に準拠していなかった。	1
財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった。	7
合 計	16

<財産処分の制限の対象とする財産の定め状況>

財産処分の制限に関して交付要綱等で規定している9件の施設等補助金等について、財産処分の制限の対象とする財産の定めについて調査したところ、表1-2のとおり、6件の施設等補助金等では、財産処分の制限の対象とする財産について、取得価格等が一定金額以上のものに限定する旨定めていた。

また、取得価格等が一定金額以上のものに限定する旨定めていなかった3件の施設等補助金等は、補助の対象自体を一定の施設や車両等としているため、財産処分の制限の対象も当該補助の対象とする一定の施設等に限定されるものであった。

当該9件の施設等補助金等の、交付要綱等の財産処分の制限の対象とする財産の定めは、補助目的の完全な達成を担保するとともに手続の煩雑さも考慮したものとなっており、交付規則第20条の規

定に沿ったものと認められる。

(表1-2) 財産処分の制限の対象とする財産の定め状況

態 様	該当数
財産処分の制限の対象とする財産について、取得価格等が一定金額以上のものに限定する旨定めていた。	6
取得価格等が50万円以上のものに限定。	5
取得価格等が100万円以上のものに限定。	1
財産処分の制限の対象とする財産について、取得価格等が一定金額以上のものに限定する旨定めていなかった。	3
合 計	9

<処分制限期間の定め状況>

財産処分の制限に関して交付要綱等で規定する9件の施設等補助金等について、処分制限期間の定めについて調査したところ、表1-3のとおり、6件の施設等補助金等では減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表（以下「省令別表」という。）に準拠して定めていた他、計8件の施設等補助金等では処分制限期間は当該施設等の耐用年数に対応して定めていた。

一方、施設等の内容に関わらず一律5年の処分制限期間を定めていた1件の施設等補助金等では、令和元年度に鉄筋コンクリート造の公衆トイレ施設（省令別表の耐用年数は30年以上）を整備しており、処分制限期間は当該施設の耐用年数より短い期間となっていた。

(表1-3) 処分制限期間の定め状況

態 様	該当数
省令別表に準拠して処分制限期間を定めていた。	6
厚生労働省の通知に準拠して処分制限期間を定めていた。	1

設備毎の耐用年数を勘案して処分制限期間を定めていた。	1
施設等の内容に関わらず一律5年の処分制限期間を定めていた。	1
合 計	9

財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の状況は上記のとおりであり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱で規定していた参考事例（事業実施の参考となる事例）を示すと次のとおり。

**【参考事例1】**

もっと良くなる奈良県市町村応援補助金では、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱で次のとおり規定していた。

もっと良くなる奈良県市町村応援補助金交付要綱  
第18条

規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器および器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

当該施設等補助金等では、上記の規定により、交付規則第20条第2号の「機械及び重要な器具で知事が定めるもの」及び交付規則第20条ただし書の「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間」を明確にしている。

また、交付規則第20条の財産処分の制限に関する知事の承認に係る手続について、申請様式を定める等、交付要綱で規定していた参考事例を示すと次のとおり。

**【参考事例2】**

奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金では、交付要綱第18条第3項で「補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業財産処分承認申請書（第6号様式）を知事

に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定していた。

当該施設等補助金等では、上記の規定により、補助事業者が処分を制限された財産を処分する場合は予め知事の承認を得ることが必要なことに加え、承認申請の様式についても規定することで、事前に県に書面で申請をして、承認を受けなければならないことを明確にしている。

#### イ 施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の状況について

前記のとおり、施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されると考えられる。そのため、補助事業者等に対して、施設等を適正に管理し、補助目的に従って利活用等するよう義務づけることが望ましい。

そこで、施設等の適正管理等について交付要綱等で規定しているのか調査したところ、表1-4のとおり、7件の施設等補助金等では施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定しており、そのうち5件の施設等補助金等では、施設等を適正に管理するとともに補助目的に従って効率的な運用を図ることを義務づける旨の規定していた。

一方、9件の施設等補助金等では、施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった。

(表1-4) 施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の状況

態 様	該当数
施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していた。	7
補助事業者等に対して、施設等を適正に管理するとともに補助金目的に従って効率的な運用を図ることを義務づける旨交付要綱等で規定していた。	5
補助事業者等に対して、施設等の適正な管理を義務づける旨交付要綱等で規定していた。	2
施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった。	9
合 計	16

施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の状況は上記のとおりであり、補助事業者等に対して、施設等を適正に管理すると

もに補助目的に従って効率的な運用を図ることを義務づける旨交付要綱で規定していた参考事例を示すと次のとおり。

**【参考事例 3】**

奈良県バス環境向上事業補助金では、交付要綱第 13 条第 1 項で、補助事業者は「補助金の交付を受けて取得した車両を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。」と規定していた。

当該施設等補助金等では、上記の規定により、補助事業者に対して、当該事業で取得した車両を適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない旨、明確にしている。

ウ 間接補助に係る財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の状況について

監査の対象とした 16 件の施設等補助金等のうち、4 件の施設等補助金等では、県から直接補助金等の交付を受けた補助事業者等が施設等を整備等する形式（以下「直接補助」という。）ではなく、当該補助事業者等を通じて更に別の団体等である間接補助事業者等に補助金等が交付され、当該間接補助事業者等が施設等を整備等する形式（以下「間接補助」という。）で補助していた（直接補助との併用も含む）。

交付規則では、第 2 条で直接補助と間接補助を明確に区別しており、第 20 条では、直接補助の財産処分の制限に関して規定しているが、間接補助の財産処分の制限に関しては規定していない。しかし、間接補助の施設等についても直接補助の施設等と同様に、施設等が補助目的に従って継続的に利活用等されることで補助目的が完全に達成されるものと考えられることから、施設等の処分について、全て補助事業者等（又は間接補助事業者等）の判断に委ねることは、補助目的の完全な達成を担保するうえで適当ではなく、間接補助に係る財産処分を制限する必要があると考える。

この点に関して、国での取扱いでは、国庫補助事業における補助条件の整備に関して、補助金等適正化中央連絡協議会で決定した内容に係る昭和 31 年 12 月 4 日付蔵計第 2662 号、「補助条件の整備に関する暫定措置（第 2 次分）について」において、「間接補助事業等により取得し、又は効用の増加する財産について、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、その処分について補助事業者等の承認を受けるべき旨の条件を附すること。」としており、

これを受けて、国庫補助金等では、間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定している。

そこで、上記の4件の間接補助に係る施設等補助金等について、間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定（例えば、県が補助事業者等に対して交付決定をするにあたり、間接補助事業者等が間接補助に係る財産を処分する際は、事前に県の承認を得ることを交付決定の条件とする等）しているのか調査したところ、表1-5のとおり、4件の間接補助に係る施設等補助金等全て交付要綱等で規定していなかった。

(表1-5) 間接補助に係る財産処分の制限に関する規定の状況

態 様	該当数
間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していた。	0
間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった。	4
合 計	4

エ 証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の状況について

施設等補助金等に限らず、補助金等一般に共通することであるが、補助金等の交付決定の条件として、補助事業者等に対して、補助事業等の完了後一定期間、補助金等の交付に関する証拠書類を保管するよう交付要綱等で義務づけている事例が多い。

上記の証拠書類の保管の義務づけの目的は、補助金等の内容や性質等により異なると考えるが、交付規則第15条第1項では、「知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、第4条第2項各号に掲げる者に該当することが判明し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」とし、同条第3項では、「前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。」と規定しており、例えば、補助事業等の完了後に補助条件等の違反が疑われ

る場合に、その事実の有無の確認及び補助金等の交付決定の取り消しの必要性等を判断するにあたり、補助事業者等が保管する証拠書類を確認することを可能とする趣旨が含まれているものと考えられる。特に施設等補助金等にあつては、整備等された施設等の財産処分が制限されていることから、補助事業等の完了後に、この制限に違反して処分がされたような場合に、補助事業者等の証拠書類の確認を要することも想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助事業等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましいと考える。

そこで、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定しているか調査したところ、表1-6のとおり、10件の施設等補助金等では交付要綱等で規定していた一方、6件の施設等補助金等では交付要綱等で規定していなかった。

(表1-6) 補助金交付に関する証拠書類の保管に関する交付要綱等の規定の状況

態 様	該当数
補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していた。	10
補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった。 (補助金等の交付に関する証拠書類ではなく、取得財産の利用状況等に関する証拠書類を補助事業者が5年間保管することを義務づける旨規定していた1件の施設等補助金等を含む。)	6
合 計	16

(3) 監査の所見

ア 施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について  
(指摘事項、意見事項)

施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであ

るから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。

財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定すべきである。(指摘事項)

また、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定しているものの、交付要綱等で規定する財産処分の制限の範囲が、交付規則第20条の規定に準拠しておらず、交付規則で制限する範囲より狭くなっていた1件の施設等補助金等は、同条の規定に準拠するよう規定の見直しを検討されたい。(意見事項)

また、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定しているものの、交付要綱等で規定する処分制限期間が、実際に整備等された施設等の耐用年数より短い期間となっていた1件の施設等補助金等は、施設等の耐用年数に応じた処分制限期間とするよう規定の見直しを検討されたい。(意見事項)

#### 【指摘事項の対象となる施設等補助金等】

財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等

消防力強化支援事業補助金、地域防犯重点地区支援事業補助金、奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金、奈良県屋外広告物修景事業補助金、高級大和茶生産販売促進事業補助金、奈良県食肉公社運営事業補助金

#### 【意見事項の対象となる施設等補助金等】

(ア) 交付要綱等で規定する財産処分の制限の範囲が、交付規則第20条の規定に準拠しておらず、交付規則で制限する範囲より狭くなっていた1件の施設等補助金等

公衆浴場設備改善事業補助金

(イ) 交付要綱等で規定する処分制限期間が、実際に整備等された施設等の耐用年数より短い期間となっていた1件の施設等補助金等  
奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金

**イ 施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について（意見事項）**

施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されると考えられるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。

施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。

**【意見事項の対象となる施設等補助金等】**

施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等

もっと良くなる奈良県市町村応援補助金、消防力強化支援事業補助金、奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金、文化資源活用補助金、トップアスリート育成支援事業補助金、公衆浴場設備改善事業補助金、老人福祉施設の施設整備費補助金、高級大和茶生産販売促進事業補助金、奈良県食肉公社運営事業補助金

**ウ 間接補助に係る財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について（指摘事項）**

間接補助に係る施設等補助金等についても、直接補助のものと同様に、施設等が補助目的に従って継続的に利用されることで補助目的が完全に達成されると考えられることから、間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定する必要があると考える。

間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった4件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。

**【指摘事項の対象となる施設等補助金等】**

間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった4件の施設等補助金等

もっと良くなる奈良県市町村応援補助金、地域防犯重点地区支援事業補助金、トップアスリート育成支援事業補助金、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金

**エ 証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について（意見事項）**

補助事業者等に対する補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけは、補助金等一般に共通するものであるが、特に施設等補助金等は、財産処分の制限と関連して、補助事業等の完了後に整備等された施設等に係る証拠書類の確認を要する場合も想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましい。

補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。

#### 【意見事項の対象となる施設等補助金等】

補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金等

消防力強化支援事業補助金、奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金、奈良県屋外広告物修景事業補助金、奈良県食肉公社運営事業補助金

## 2 実績報告書の審査について

### (1) 実績報告書の審査に関する県の規則の規定等について

交付規則第13条では、補助金等の実績報告書の審査について、次のとおり規定している。

交付規則

(補助金等の額の確定)

第13条 知事は、前条第1項前段の規定(次条第2項において準用する場合を含む。)による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 第6条の規定は、前項の規定による額の確定をした場合について準用する。

また、このことについて、補助金等通知では、次のとおり示している。

## 補助金等通知

### 5 実績報告の審査

- (1) 実績報告書及び支出証拠書類（補助対象経費に係る契約書、請求書、領収書、金融機関の振込書等）の突合を行い、適切に審査をすること。
- (2) 実績報告書及び添付資料のみでは、補助事業等の適切な審査が担保されない場合は、必要に応じて現地調査を実施すること。
- (3) 現地調査を行った場合は、調査の内容や結果について、書面で記録すること。

以上のとおり、実績報告書の審査にあたっては、実績報告書と支出証拠書類の突合又は現地調査を実施する等、適切に行わなければならないが、特に施設等補助金等は、補助事業者等が施設等を整備等し、当該施設等が継続的に利活用等されることで補助目的の完全な達成を図る補助金等であることから、担当課は、実績報告書と施設等の納品書、完成図書、写真及び領収書等の支出証拠書類の突合、又は現地調査の実施により、施設等が適正に整備等されていることを確認する必要がある。また、現地調査を実施して、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査した場合は、その内容及び結果について書面で記録する必要がある。

### (2) 実績報告書の審査の状況について

実績報告書の審査にあたり、担当課が、実績報告書と納品書等の支出証拠書類の突合又は現地調査の実施により、施設等が適正に整備等されていることを確認しているか調査したところ、表2-1のとおり、6件の施設等補助金等では実績報告書と納品書等の支出証拠書類の突合を行っていた。また9件の施設等補助金等では、実績報告書と支出証拠書類の突合に加えて現地調査を実施しており（※）、施設等の現物を調査した旨書面で記録していた。

一方、1件の施設等補助金等では、担当課の職員が補助事業者等の事務所に出向いて実績報告書の審査を行ったものの、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査したのか、調査報告書に記録していなかった（施設等に係る支出証拠書類の添付もされていなかった）。

※ そのうち1件の施設等補助金等は、平成29年度に施設等を整備した当時に現地調査を実施していた。

(表2-1) 実績報告書の審査方法等の状況

態 様	該当数
実績報告書と施設等の支出証拠書類の突合又は現地調査を実施し、施設等が適正に整備等されていることを確認していた。	15
実績報告書と施設等の支出証拠書類を突合していた。(現地調査は実施していない。)	6
実績報告書と施設等の支出証拠書類の突合に加え、現地調査を実施し、施設等の現物を調査した旨書面で記録していた。	9
担当課の職員が補助事業者等の事務所に出向いて実績報告書の審査を行っていたが、施設等の支出証拠書類又は現物を調査したのか、調査報告書に記録していなかった。	1
合 計	16

(補助先等により実績報告書の審査方法が異なる場合は、主たる審査方法で区分した。)

### (3) 監査の所見

#### 実績報告書の審査に係る現地調査の内容及び結果の書面での未記録について (意見事項)

補助金等の実績報告書の審査にあたっては、交付規則第13条の規定及び補助金等通知に従って実施しなければならず、特に施設等補助金等の実績報告書の審査にあっては、施設等の納品書等の支出証拠書類の突合又は現地調査の実施により、施設等が適正に整備等されているかを確認することが必要である。そして、補助金等通知では「現地調査を行った場合は、調査の内容や結果について、書面で記録すること」とされていることから、現地調査を実施して、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査した場合は、その内容及び結果について書面で記録する必要がある。

担当課の職員が補助事業者等の事務所に出向いて実績報告書の審査を行っていたが、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査したのか、調査報告書に記録していなかった1件の施設等補助金等は、適切に記録するよう検討されたい。

#### 【意見事項の対象となる施設等補助金等】

担当課の職員が補助事業者等の事務所に出向いて実績報告書の審査

を行っていたが、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査したのか、調査報告書に記録していなかった1件の施設等補助金等  
奈良県食肉公社運営事業補助金

### 3 担当課における施設等の情報管理について

#### (1) 担当課における施設等の情報管理の意義について

補助金等によって整備等された施設等の管理は、補助事業者等（又は間接補助事業者等）が行うものであるが、前記のとおり、交付規則第20条の規定により、一定の財産については財産処分を制限することとしていることから、担当課は、施設等補助金等によりこれまでに整備等された施設等の情報を把握し、管理することが望ましい。

#### (2) 担当課における施設等の情報管理の状況について

##### ア 施設等の情報を把握する方法について

担当課が、これまでに施設等補助金等により整備等された施設等の情報を把握するためどのような方法を用いているのか調査したところ、表3-1のとおり、10件の施設等補助金等では主に補助金等一件書類を確認する方法で施設等の情報を把握していた。また、6件の施設等補助金等では、補助金等一件書類を確認する方法に加え、担当課で財産管理用のデータベース又は台帳を作成するなどの他の方法を併用して施設等の情報を把握していた。

(表3-1) 担当課における施設等の情報の把握の状況

態 様	該当数
主に補助金等一件書類を確認する方法で施設等の情報を把握している。	10
補助金等一件書類を確認する方法と他の方法を併用して施設等の情報を把握している。	6
担当課で財産管理用のデータベースを作成している。	2
担当課で財産管理用の台帳を作成している。	1
担当課は補助事業者等が作成した財産管理用の台帳の提出を受けている。	2
担当課が事務局を兼ねている団体であるため、団体作成の財産	1

管理用の台帳を閲覧している。	
合 計	16

イ 補助金等一件書類の保存期間について

上記アのとおり、担当課は、施設等の情報を把握するため、補助金等一件書類を確認する機会が多いが、書類の保存期間が施設等の耐用年数より短くなっている場合は、書類の廃棄により情報を把握できなくなる恐れがある。そこで、担当課における補助金等一件書類の保存期間について調査したところ、表3-2のとおり、12件の施設等補助金等では補助事業等の完了後一定の期間は補助金等一件書類を保存しているとしていた。一方、4件の施設等補助金等では、補助事業等の完了後一定の期間は保存することを基本とするが、施設等の処分制限期間が当該期間を超える場合は、処分制限期間が経過するまで保存しているとしていた。

(表3-2) 担当課における補助金等一件書類の保存期間の状況

態 様	該当数
補助事業等の完了後一定の期間が経過するまで補助金等一件書類を保存している。	12
補助事業等の完了後5年間保存している。	11
補助事業等の完了後10年間保存している。	1
補助事業の完了後5年間一件書類を保存することを基本とするが、施設等の処分制限期間が5年を超える場合は、処分制限期間の満了まで保存している。	2
補助事業の完了後10年間一件書類を保存することを基本とするが、施設等の処分制限期間が10年を超える場合は、処分制限期間が経過するまで保存している。	1
補助事業の完了後30年間一件書類を保存することを基本とするが、施設等の処分制限期間が30年を超える場合は、処分制限期間が経過するまで保存している。	1

<補助金等一件書類の保存期間と施設等の耐用年数の関係>

主に補助金等一件書類を確認する方法で施設等の情報を把握している場合、保存期間の経過後、補助金等一件書類を廃棄してしまうと、施設等の情報を把握することが困難になると考えられる。

そこで、主に補助金等一件書類を確認する方法で施設等の情報を把握している10件の施設等補助金等（アの表3-1を参照）について、担当課における補助金等一件書類の保存期間と施設等の耐用年数の関係について調査（※）したところ、表3-3のとおり、7件の施設等補助金等では、補助金等一件書類の保存期間が施設等の耐用年数より長い期間になっていた一方、3件の施設等補助金等では、補助金等一件書類の保存期間が施設等の耐用年数より短い期間になっていると認められた。

※ 令和元年度に整備等された施設等及び交付要綱で補助対象と明記する施設等の耐用年数（省令別表で定める耐用年数。ただし、交付要綱等で処分制限期間を5年間等と具体的に規定しているものは当該期間。）より長い期間書類を保存しているか。

（表3-3）主に補助金等一件書類を確認する方法で施設等の情報を把握している10件の施設等補助金等における補助金等一件書類の保存期間と施設等の耐用年数の状況

態 様	該当数
担当課における補助金等一件書類の保存期間が、施設等の耐用年数より長い期間になっていた。	7
耐用年数が経過するまで補助金等一件書類を保存するよう取り扱っている。	4
補助対象施設等の耐用年数が、補助金等一件書類の保存期間内に収まっている。	3
担当課における補助金等一件書類の保存期間が、施設等の耐用年数より短い期間になっていた。	3
<該当する3件の施設等補助金等に係る具体的な態様>	

① 書類の保存期間：5年 施設等（令和元年度整備等）：浮棧橋連結フロート 耐用年数：10年（構築物（合成樹脂造））	
② 書類の保存期間：5年 施設等（交付要綱で補助対象と明記）：防火水槽 耐用年数：50年（構築物（鉄骨鉄筋コンクリート造））	
③ 書類の保存期間：5年 補助対象施設等（令和元年度整備等）：屋外広告（改修） 耐用年数：20年（構築物（広告用、金属造））	
合 計	10

#### ウ 施設等の処分制限期間の把握について

交付規則第20条の規定により、一定の財産については処分を制限することとされていることから、施設等補助金等により整備等された施設等に対して、同条の財産処分の制限に関する県の統制を十分に及ぼすため、担当課は施設等の処分制限期間を実際に把握することが望ましい。

そこで、交付要綱等で処分制限期間を定めている9件の施設等補助金等（1の(2)のアの表1-1を参照）について、令和元年度に整備等した代表的な施設等に関して、担当課が実際に処分制限期間を把握しているか調査したところ、表3-4のとおり、7件の施設等補助金等では担当課は施設等の処分制限期間を実際に把握していた一方、2件の施設等補助金等では担当課は施設等の処分制限期間を実際には把握していなかった（※）。

※ 処分制限期間を省令別表で掲げる期間とする旨交付要綱で規定しているが、実際に整備等した個々の施設等の当該期間が具体的に何年であるのかを把握していなかった。

（表3-4）施設等の処分制限期間の把握の状況

態 様	該当数
施設等の処分制限期間を実際に把握していた。	7
施設等の処分制限期間を実際には把握していなかった。	2

合 計	9
-----	---

担当課における施設等の情報管理の状況については上記のとおりであるが、補助事業者等が作成した財産管理用の台帳の提出を受け、施設等の情報を把握していた参考事例及び担当課で財産管理用のデータベースを作成して施設等の情報の把握をしていた参考事例は次のとおり。

**【参考事例４の１】 施設等の台帳の提出を受けている**

奈良県企業立地促進事業補助金では、交付要綱で、実績報告書の添付書類として、補助金等により取得した設備等について、名称、取得年月日、耐用年数、取得価格等を記載した「固定資産投資額・機能強化経費内訳表」を提出するよう規定しており、担当課は同表の提出を受け、設備等の情報を把握していた。

当該施設等補助金等では、同表を確認することにより、当該補助案件に係る施設等の情報を確認できるため、補助金等一件書類を確認する方法に比べて、効率的に施設等の情報を把握することが可能となっている。

**【参考事例４の２】 施設等のデータベースを作成している**

奈良県公衆浴場設備改善事業補助金では、これまでに整備等された施設等に係る、補助事業者、取得年度、所在地、内容、耐用年数等の情報をデータベース化して把握していた。

当該施設等補助金等では、上記のデータベースを確認することで、個別案件の施設等の情報を確認できることに加え、これまでに整備等された施設等の情報を一覧で確認したり、特定の情報を検索して確認することもできるため、当該補助事業で整備等された多数の施設等の情報を効率的に把握することが可能となっている。

(3) 監査の所見

**施設等の情報の未把握について（意見事項）**

施設等補助金等により整備等された施設等で、交付規則第20条の

処分制限財産にあたるものについては、同条の規定により、補助事業者等が財産処分をするにあたり知事の承認が必要であるので、担当課は施設等の情報について把握することが望ましい。

主に補助金等一件書類で施設等の情報を把握しているにも関わらず、同書類の保存期間が施設等の耐用年数（又は処分制限期間）より短い期間になっていた3件の施設等補助金等は、保存期間の満了後に同書類を廃棄した場合、施設等の情報の把握が困難になるので、施設等の耐用年数を考慮し、データベース又は台帳の作成等も含めて把握の方法を検討されたい。

また、財産処分の制限に関して交付要綱等で規定しているにも関わらず、担当課が施設等の処分制限期間を実際には把握していなかった2件の施設等補助金等は、当該施設等に対する財産処分の制限に関する県の統制が十分に及ばなくなる恐れがあることから、施設等の処分制限期間を実際に把握することを検討されたい。

#### 【意見事項の対象となる施設等補助金等】

(ア) 主に補助金等一件書類で施設等の情報を把握しているにも関わらず、補助金等一件書類の保存期間が施設等の耐用年数（又は処分制限期間）より短い期間になっていた3件の施設等補助金等

もっと良くなる奈良県市町村応援補助金、消防力強化支援事業補助金、奈良県屋外広告物修景事業補助金

(イ) 担当課が施設等の処分制限期間を実際には把握していなかった2件の施設等補助金等

もっと良くなる奈良県市町村応援補助金、トップアスリート育成支援事業補助金

## 4 施設等の財産処分に係る事務について

(1) 施設等の財産処分に関する県の規則の規定について

交付規則第20条では、補助事業者等が財産処分をする場合は、予め知事の承認を要することとされているため、施設等が処分制限財産にあたる場合は、担当課は当該承認に係る事務を適正に処理しなければならない。

(2) 施設等の財産処分に係る事務の状況について

令和元年度から令和2年度の2年間において財産処分をした事例の有無について調査したところ、表4-1のとおり、財産処分の事例があつ

たのは1件の施設等補助金等のみで、15件の施設等補助金等では事例がなかった。

上記の財産処分の事例がある1件の施設等補助金等について、知事の承認等の手続の状況について調査したところ、担当課は、交付規則第20条の規定に基づき、補助事業者等から申請書の提出を受け、内容を審査したうえで知事の承認の手続をしていた。また、担当課は、財産処分の承認の条件として、交付した補助金等の一部（補助金等の交付額に処分制限期間に対する施設等の残存年数の割合を乗じて得た額）について、補助事業者等に返還を求め、実際に納付を受けていた。

(表4-1) 施設等の財産処分の状況

態 様	該当数
財産処分の事例がある。	1
財産処分の事例がない。	15
合 計	16

### (3) 監査の所見

施設等の財産処分に係る事務について、指摘事項等として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

## 5 施設等の利活用等の把握について

### (1) 施設等の利活用等の把握の意義について

前記のとおり、施設等補助金等の補助目的が完全に達成されるためには、整備等された施設等が、補助事業等の完了後に補助目的に従って継続的に利活用等されなければならない。そのため、担当課においては、補助事業者等から報告を徴取する又は担当課で調査（許認可や法令等に基づく報告等、当該補助事業等の枠組以外の報告の内容から施設等の利活用等の状況を調査するものを含む。）する等して、補助事業等の完了後、施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。

### (2) 施設等の利活用等の把握の状況について

#### ア 施設等の利活用等の把握の状況について

担当課が、補助事業等の完了後に、施設等の利活用等の状況を継続して把握しているか調査したところ、表5-1とおり、8件の施設等補助金等では継続して利活用等の状況を把握しており、そのうち4件の施設等補助金等では、補助事業者等からの報告の徴取又は担当課が調査して利用回数及び利用人数等の数値で把握しており、4件の施設等補助金等では数値以外（施設等の現況の確認等）で把握していた。

一方、1件の施設等補助金等では、補助事業等の完了後（令和3年度）に、アンケート調査を実施して施設等の利活用等の状況を数値以外で把握していたものの、継続して把握することは具体的に予定をしていなかった。

また、7件の施設等補助金等では、補助事業等の完了後に、施設等の利活用等の状況を把握していなかった。

（表5-1）補助事業等の完了後の施設等の利活用等の把握の状況

態 様	該当数
補助事業等の完了後に、施設等の利活用等の状況を継続して把握していた。	8
継続して数値（利用回数、処理量等）で把握していた。 （把握の方法） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者等から、報告を徴取している。</li> <li>・担当課が調査している。</li> </ul>	4  （3） （1）
継続して数値以外で把握していた。 （把握の方法） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等の完了の翌年度は補助事業者等から報告等（数値）を徴取しているが、翌年度以降は出先機関が調査（数値以外）している。</li> <li>・補助案件により、補助事業者等からの報告等の徴取と担当課の調査とを併用している。</li> <li>・担当課が調査している。</li> <li>・担当課が調査している。（ただし、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染対策のため現地調査を見送ったため、調査ができていない。）</li> </ul>	4
補助事業等の完了後（令和3年度）に、施設等の利活用等の状況を（数値以外で）把握していたものの、継続して把握することは具体的に予定をしていなかった。	1

(把握の方法) ・補助事業者等に対してアンケート調査を実施していた。	
補助事業等の完了後に、施設等の利活用等の状況を把握していなかった。	7
合 計	16

補助事業等の完了後の施設等の利活用等の把握の状況については上記のとおりであるが、補助事業等の完了後に、施設等の利活用等の状況を継続して数値で把握していた参考事例は次のとおり。

#### 【参考事例5】

奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金では、交付要綱第18条第2項で、「補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後15日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の排出等抑制等の状況を記載した奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業経過報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない」と規定している。

同報告書では「3 排出抑制等目標値」で、廃棄物処理機械導入による産業廃棄物の排出量及び減量化量等について、目標値と実績値の欄が比較、検証しやすいように配置されていた。

上記の施設等補助金等では、担当課は、実際に同報告書の提出を受け、取得財産が補助金等の目的に従って利活用等されており、財産処分がされていないことを確認していた。さらに担当課では、目標値に対する達成状況を評価し、補助目的である産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルがより進むよう、補助事業者に助言していた。

#### イ 施設等の現地調査の実施

上記アのとおり、補助事業等の完了後に取得財産の利活用等の状況等を把握していなかった施設等補助金等があったため、その中から3件の施設等補助金等を抽出し、それぞれ代表的な施設等（令和29年度から令和元年度の補助案件で取得価格等が高額なものを抽出）について、監査委員事務局の職員が令和4年2月4日に現地調査（施設等の現況を所在地で実際に確認する方法による）を実施したところ、確認した範囲では、施設等が処分されていたり、目的外に使用されてい

ることはなく、補助目的に従って利活用等されていると認められた。また、清掃、修繕等を怠っていることもなく、適切な管理がされていると認められた。

(表5-2) 現地調査の対象とした施設等

補助金等名	施設等の内容
地域防犯重点地区支援事業補助金	防犯カメラ一式
文化資源活用補助金	文化財の周回道路防護柵及び説明板
奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金	公衆トイレ

### (3) 監査の所見

#### 補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について（意見事項）

施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。

施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なると考えるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定をしていなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。

#### 【意見事項の対象となる施設等補助金等】

補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定をしていなかった）8件の施設等補助金等

もっと良くなる奈良県市町村応援補助金、消防力強化支援事業補助金、地域防犯重点地区支援事業補助金、奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金、文化資源活用補助金、公衆浴場設備改善事業

補助金、奈良県屋外広告物修景事業補助金、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金

## 6 効果検証について

### (1) 効果検証に関する県の通知について

補助金等通知の9の(1)では、効果検証に関して、「補助事業等の実施による成果を適切に評価するとともに、補助事業等の効果検証を行い、今後、より効果的な補助事業等の執行に向けたPDCAサイクルを機能させるために、当該補助事業等の目標及び効果測定指標を設定すること。また、可能な限り定量的な目標及び効果測定指標の設定が望ましいこと。」としている。

### (2) 効果検証の実施状況等について

#### ア 効果検証の実施状況について

令和2年度に、担当課が補助事業等の効果検証を実施しているのか調査したところ、表6-1のとおり、9件の施設等補助金等では効果検証を実施していた。そのうち7件の施設等補助金等では予め目標を定めて効果検証を実施していたが、2件の施設等補助金等では予め目標を定めずに効果検証を実施していた。

また、3件の施設等補助金等は、令和2年度に効果検証を実施していなかったが、令和3年度に実施した又は今後実施することを予定しているものである。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は補助事業による効果が具現されない可能性が高いと考え令和3年度に効果検証を実施したもの、施設等の整備等が一通り終了したため令和3年度に効果検証を実施したもの、及び補助対象である植栽の整備等には一定期間必要であることから、5年毎に効果検証を実施することとしており、次回は令和6年度に実施予定のものである。

一方、4件の施設等補助金等では、令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定をしていなかった。

効果検証を実施しない理由については、事業実施により効果が出ていることが明らかであるとするもの、個別の事業ではなく県施策全体として効果検証しているとするものがあった。また、そもそも効果検証を実施する検討を行っていなかったとするものもあった。

(表6-1) 効果検証の実施状況

態 様	該当数
令和2年度に効果検証を実施していた。	9
予め目標を定めたうえで、効果検証を実施していた。	7
予め目標を定めずに、効果検証を実施していた。	2
令和2年度に効果検証を実施していなかったが、令和3年度に実施した又は今後実施することを予定していた。	3
令和3年度に効果検証を実施した。	2
令和6年度に効果検証を実施することを予定していた。	1
令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定をしていなかった。	4

イ 効果検証を通じた補助事業等の見直しの状況について

補助金等通知の9の(2)では、「設定した補助事業等の目標の達成状況及び効果測定指標による効果検証を通じて、必要に応じて補助事業等の見直しを行うこと。」としている。

そこで、令和2年度に効果検証を実施していた9件の施設等補助金等について、効果検証の結果を受けて、補助事業等の見直しを行っているか調査したところ、表6-2のとおり、5件の施設等補助金等では、効果検証の結果を受けて補助事業等の見直しを行っていた。

(表6-2) 効果検証を通じた補助事業等の見直しの状況

態 様	該当数
効果検証の結果を受けて、補助事業等の見直しを行っていた。 (見直しの内容) ・補助対象の機器の種類、基準額等を検討した。 ・長期計画の見直しを検討した。 ・関係事業者への働きかけの手法の改善を検討した。	5

<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の制度の見直しを検討した。</li> <li>・中長期的な施設整備について検討した。</li> </ul>	
<p>効果検証の結果を受けて、補助事業等の見直しを行っていなかった。 (効果検証を実施した結果、見直しの必要がなかったため。)</p>	4

効果検証の実施状況については上記のとおりであるが、効果検証の結果得られた知見等を、当該補助事業等以外の県の施策等に活用していた参考事例は次のとおり。

<p><b>【参考事例6】</b>          高級大和茶生産販売促進事業補助金では、担当課は、当該補助金等で整備した、大和茶生産に係る棚資材及び被覆資材を利活用して作付した面積について、補助事業者等より報告書を徴取して目標値に対する実績値から効果の検証をしていた（また、農林振興事務所の職員が、当該資材の導入に係る経費や作業性等について補助事業者等から聴取をしている。）。</p> <p>そして、上記の効果検証の結果について、農林振興事務所が実施する大和茶の生産者向けの講習会等で事例として紹介して当該資材の利活用を促し、当該資材を利活用した大和茶の生産の拡大を図っていた。</p>
---

### (3) 監査の所見

#### 効果検証の未実施について（意見事項）

補助金等通知で示しているとおおり、補助事業等についてPDCAサイクルをより効果的に機能させるためには、目標及び効果測定指標を設定して効果検証を実施することが望ましい。

補助事業等の内容、性質等により、目標の設定や、効果測定指標を用いて効果を評価することが困難な場合もあるが、令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定をしていなかった4件の施設等補助金等にあつては、目標や効果測定指標の設定の可否及び効果検証の実施について検討されたい。

#### 【意見事項の対象となる施設等補助金等】

令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定をしていなかった4件の施設等補助金等

消防力強化支援事業補助金、文化資源活用補助金、トップアスリー

ト育成支援事業補助金、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金

### 第3 監査の総括

施設等補助金等については、補助事業等の完了後、当該施設等が適切に利活用等されることで補助目的が達成されるものである。

このため、施設等補助金等により整備等された施設等が適切に管理されているか、補助目的に沿って有効に利活用等されているか、また、施設等補助金等を所管している担当課は事後的な検証を行っているかなどについて、今後の補助事業等の改善に資することを目的として、監査を行った。

監査の結果、監査の対象とした16件の施設等補助金等については、整備等された施設等は概ね適正に管理及び利活用等されていると認められた。しかしながら、上記のうち14件の施設等補助金等にあつては、施設の処分の制限や利活用等に関して交付要綱等で規定していない（特に間接補助形式の4件の施設等補助金等全てにおいて、交付要綱等で間接補助に係る財産処分の制限に関して規定をしていない）ことに係るものや、補助事業等の完了後に利活用等の状況を把握していないことに係るものなど、延べ46事項の指摘事項及び意見事項が認められた。

上記の指摘事項及び意見事項に該当する施設等補助金等に係る施設等においては、監査時点では、県の承認手続を経ないで財産処分がされていたり、補助目的に従って利活用等されていなかったりしているなどの不適切な事態は認められなかったものの、今後、これらの指摘事項及び意見事項に適切な対応がなされない場合には、結果としてこのような補助目的が十分に達成されなかったり、補助の効果が持続しなかったりする事態が発生する恐れがあると考えられる。

監査の結果を踏まえ、施設等補助金等の担当課にあつては、施設等の処分の制限や利活用等に関して交付要綱等で適正に規定するとともに、施設等の利活用等の状況を的確に把握し、その状況に応じた担当課としての適切な対応を検討する等、補助目的の達成に向けた措置や取り組みをより一層進めることが望まれる。

別表1 監査対象施設等補助金等一覧

	補助金等名	担当課名(部局名)	補助形式
1	もっと良くなる奈良県市町村応援補助金	市町村振興課 (知事公室)	直接・間接
2	消防力強化支援事業補助金	消防救急課 (知事公室)	直接
3	地域防犯重点地区支援事業補助金	安全・安心まちづくり推進課 (知事公室)	間接
4	奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金 助成交付金	デジタル戦略課 (総務部)	直接
5	文化資源活用補助金	文化資源活用課 (文化・教育・くらし創造部)	直接
6	トップアスリート育成支援事業補助金	スポーツ振興課 (文化・教育・くらし創造部)	間接
7	公衆浴場設備改善事業補助金	消費・生活安全課 (文化・教育・くらし創造部)	直接
8	老人福祉施設の施設整備費補助金	介護保険課 (医療・介護保険局)	直接
9	奈良県植栽による景観向上推進事業費補 助金	環境政策課 (水循環・森林・景観環境部)	直接・間接
10	奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支 援事業補助金	廃棄物対策課 (水循環・森林・景観環境部)	直接
11	奈良県屋外広告物修景事業補助金	景観・自然環境課 (水循環・森林・景観環境部)	直接
12	奈良県企業立地促進事業補助金	企業立地推進課 (産業・観光・雇用振興部)	直接
13	奈良県外国人観光客受入環境整備促進事 業補助金	ならの観光力向上課 (観光局)	直接
14	高級大和茶生産販売促進事業補助金	農業水産振興課 (食と農の振興部)	直接
15	奈良県食肉公社運営事業補助金	畜産課 (食と農の振興部)	直接
16	奈良県バス環境向上事業補助金	リニア推進・地域交通対策課 (県土マネジメント部)	直接
合計		16補助金等	

別表2 監査の所見一覧

補助金等名	担当課名	1 施設等の管理及び処分の制限等に関する交付要綱等の規定について						
		ア 施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について		イ 施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について	ウ 間接補助に係る財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について	エ 証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について		
		指摘事項	意見事項		意見事項	指摘事項	意見事項	
		財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった	(7) 交付要綱等で規定する財産処分の制限の範囲が、交付規則第20条の規定に準拠しておらず、交付規則で制限する範囲より狭くなっていた	(イ) 交付要綱等で規定する処分制限期間が、実際に整備等された施設等の耐用年数より短い期間となっていた	施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった	間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった	補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった	
1	もっと良くなる奈良市町村応援補助金	市町村振興課			該当	該当		
2	消防力強化支援事業補助金	消防救急課	該当			該当	該当	
3	地域防犯重点地区支援事業補助金	安全・安心まちづくり推進課	該当				該当	
4	奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金	デジタル戦略課	該当			該当	該当	
5	文化資源活用補助金	文化資源活用課				該当		
6	トップアスリート育成支援事業補助金	スポーツ振興課				該当	該当	
7	公衆浴場設備改善事業補助金	消費・生活安全課		該当		該当		
8	老人福祉施設の施設整備費補助金	介護保険課				該当		
9	奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金	環境政策課	該当				該当	
10	奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金	廃棄物対策課					該当	
11	奈良県屋外広告物修景事業補助金	景観・自然環境課	該当				該当	
12	奈良県企業立地促進事業補助金	企業立地推進課						
13	奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金	ならの観光力向上課			該当			
14	高級大和茶生産販売促進事業補助金	農業水産振興課	該当			該当		
15	奈良県食肉公社運営事業補助金	畜産課	該当			該当	該当	
16	奈良県バス環境向上事業補助金	リニア推進・地域交通対策課						
指摘事項等の数			7	1	1	9	4	6

補助金等名	担当課名	2 実績報告書の審査について	3 担当課における施設等の情報管理について		4 施設等の財産処分に係る事務について	
		実績報告書の審査に係る現地調査の内容及び結果の書面での未記録について	施設等の情報の未把握について			
		意見事項	意見事項			
		担当課の職員が補助事業者等の事務所に出向いて実績報告書の審査を行っていたが、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査したのか、調査報告書に記録していなかった	(7) 主に補助金等一件書類で施設等の情報を把握しているにも関わらず、補助金等一件書類の保存期間が施設等の耐用年数(又は処分制限期間)より短い期間になっていた	(4) 担当課が施設等の処分制限期間を実際には把握していなかった		
1	もっと良くなる奈良市町村応援補助金	市町村振興課		該当	該当	
2	消防力強化支援事業補助金	消防救急課		該当		
3	地域防犯重点地区支援事業補助金	安全・安心まちづくり推進課				
4	奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金	デジタル戦略課				
5	文化資源活用補助金	文化資源活用課				
6	トップアスリート育成支援事業補助金	スポーツ振興課			該当	
7	公衆浴場設備改善事業補助金	消費・生活安全課				
8	老人福祉施設の施設整備費補助金	介護保険課				
9	奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金	環境政策課				
10	奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金	廃棄物対策課				
11	奈良県屋外広告物修景事業補助金	景観・自然環境課		該当		
12	奈良県企業立地促進事業補助金	企業立地推進課				
13	奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金	ならの観光力向上課				
14	高級大和茶生産販売促進事業補助金	農業水産振興課				
15	奈良県食肉公社運営事業補助金	畜産課	該当			
16	奈良県バス環境向上事業補助金	リニア推進・地域交通対策課				
指摘事項等の数			1	3	2	0

	補助金等名	担当課名	5 施設等の利活用等の把握について	6 効果検証について	指摘事項等の数 (所属別合計数)
			補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について	効果検証の未実施について	
			意見事項	意見事項	
			補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった(又は継続して把握することは具体的に予定をしていなかった)	令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定をしていなかった	
1	もっと良くなる奈良県市町村応援補助金	市町村振興課	該当		5
2	消防力強化支援事業補助金	消防救急課	該当	該当	6
3	地域防犯重点地区支援事業補助金	安全・安心まちづくり推進課	該当		3
4	奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金	デジタル戦略課	該当		4
5	文化資源活用補助金	文化資源活用課	該当	該当	3
6	トップアスリート育成支援事業補助金	スポーツ振興課		該当	4
7	公衆浴場設備改善事業補助金	消費・生活安全課	該当		3
8	老人福祉施設の施設整備費補助金	介護保険課			1
9	奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金	環境政策課			3
10	奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金	廃棄物対策課			1
11	奈良県屋外広告物修景事業補助金	景観・自然環境課	該当		4
12	奈良県企業立地促進事業補助金	企業立地推進課			0
13	奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金	ならの観光力向上課	該当	該当	3
14	高級大和茶生産販売促進事業補助金	農業水産振興課			2
15	奈良県食肉公社運営事業補助金	畜産課			4
16	奈良県バス環境向上事業補助金	リニア推進・地域交通対策課			0
指摘事項等の数			8	4	46